

前払金保証約款 一部変更のお知らせ

公共工事の前払金保証事業に関する法律の改正に伴い、電磁的方法によって保証金請求手続き等を行うことができるよう、令和3年10月7日付で、前払金保証約款の一部を変更しました。

条文比較表

(下線部分は変更部分)

変更後	変更前
<p>(調停及び裁定) 第13条 当会社の支払うべき保証金について、当会社と被保証者との間に争が生じたときは、当事者双方は、各1名の調停人を選定して、その争を調停人の判断に任せるものとする。この場合において、当事者双方は、選定した調停人に関する事項を書面をもって相互に通知するものとする。</p> <p>2 (略) 3 (略)</p>	<p>(調停及び裁定) 第13条 当会社の支払うべき保証金について、当会社と被保証者との間に争が生じたときは、当事者双方は、書面をもって各1名の調停人を選定して、その争を調停人の判断に任せるものとする。</p> <p>2 (略) 3 (略)</p>

新設

特則の4 情報通信の技術を利用する方法に関する特約条項

(情報通信の技術を利用する方法)

第1条

この約款において次の各号に掲げる通知等において用いる書面等（書面及び書類をいう。以下この特約条項において同じ。）に記載すべき事項が、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記載される場合は、当該記録をもって当該書面等への記載に代えることができる。

- 一 書面をもってしなければならない又はするものとされている通知
- 二 本則第11条第1項に規定する保証金の請求
- 三 附則第10条に規定する支払金の請求
- 四 特則の2第4条第1項に規定する特約保証金の請求
- 五 特則の3第1条第2項に規定する予約完結の意思表示

2

前項の場合において、同項各号に掲げる通知等は、当会社の承諾を得て、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当社が認めるもの（以下この項及び次項において「電磁的方法」という。）を用いて行うことができる。この場合において、電磁的方法により行われた通知等については、当該通知等に関するこの約款の規定に定める方法により行われたものとみなす。ただし、当該方法は書面等の交付に準ずるものでなければならない。

3

前項の規定による電磁的方法（磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面等に記載すべき事項を記録したものを交付する方法を除く。）による第1項各号に掲げる通知等は、当会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当社に到達したものとみなす。